



# 広島県報

号 外  
第 13 号

発行者 広 島 県  
発行所 広島県総務企画部  
管理総室文書法制室  
購読料 月 額 2,700円

## 目 次

告示  
許可をすべき皆伐面積の限度……………(治山室)……………

## 告 示

広島県告示第九十九号  
森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定によって、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を、次のとおり公表する。  
平成十八年二月一日

一 水源かん養保安林  
広島県知事 藤 田 雄 山

森 林 計 画 区 名	皆伐による伐採面積の許容限度を定める集団の所在場所	包 括 市 町 名	皆伐面積の限度 (ヘクタール)
太田川	上水内川	広島市(旧湯来町)、廿日市市吉和	七九二・五二
"	小瀬川上流	廿日市市(旧佐伯町)	三三三・三四
"	太田川上流	山県郡安芸太田町・北広島町(旧芸北町・旧豊平町)	二、一五一・三四

## 二 土砂流出防備保安林

森 林 計 画 区 名	皆伐による伐採面積の許容限度を定める集団の所在場所	皆伐面積の限度 (ヘクタール)
江の川上流	太田川下流	一三〇・一六
"	三篠川	三三五・七九
"	可愛川	四四八・六八
"	生田川	七三九・九五
"	神野瀬川	一、八四四・三五
瀬戸内	西城川	一、三三三・九七
"	比和川	三二七・六六
"	甲奴地区	三八九・五四
瀬戸内	庄原市東城町	七八三・〇九
高梁川上流	庄原市東城町	三一七・六四
"	神石地区	一九〇・五六
瀬戸内	芦田川	三・五四
"	世羅台地	二一・四三
"	尾道地区	六三・五四
"	沼田川上流	
"	黒瀬川上流	

森 林 計 画 区 名	皆伐による伐採面積の許容限度を定める集団の所在場所	皆伐面積の限度 (ヘクタール)
高梁川上流	神石郡神石高原町(旧油木町)	一・八二
"	神石高原町(旧神石町)	〇・八六
"	神石高原町(旧豊松村)	〇・四八
"	神石高原町(旧三和町)	二・三三・九二
"	庄原市東城町	三三三・五四
江の川上流	三次市(甲奴町・君田町・布野町・作木町・吉舎町・三良坂町・三和町を除く。)	二五・七〇

三次市甲奴町	一七・〇四	坂町	二四・四四
三次市君田町	六・三〇	山県郡安芸太田町(旧加計町)	四九・五二
三次市布野町	一二・九三	安芸太田町(旧筒賀村)	一三・六六
三次市作木町	四・一六	安芸太田町(旧戸内町)	三六・五〇
三次市吉舎町	一四・五五	北広島町(旧芸北町)	三・一〇
三次市三良坂町	三・七四	北広島町(旧豊平町)	一〇・三四
三次市三和町	一七・八二	瀬戸内	
庄原市(東城町・総領町・西城町・口和町・高野町・比和町を除く)	二六・四八	呉市(下蒲刈町・川尻町・音戸町・倉橋町・蒲刈町・安浦町・豊浜町・豊町を除く)	二二・九八
庄原市総領町	〇・五六	呉市下蒲刈町	二・七二
庄原市西城町	八・一二	呉市川尻町	四五・九四
庄原市口和町	一〇・八八	呉市音戸町	一・五六
庄原市高野町	一六・四二	呉市倉橋町	二五・〇六
庄原市比和町	一八・七八	呉市蒲刈町	一・二六
山県郡北広島町(旧大朝町)	二二・二〇	呉市安浦町	七二・二四
北広島町(旧千代田町)	二四・一九	呉市豊浜町	〇・七八
安芸高田市吉田町	三六・四八	呉市豊町	〇・三六
安芸高田市八千代町	二六・六八	竹原市	一七・三〇
安芸高田市高宮町	一九・三六	三原市(大和町・本郷町・久井町を除く)	二六・八二
安芸高田市甲田町	一三・三四	三原市大和町	一九・四七
安芸高田市向原町	四六・一六	三原市本郷町	二二・八四
太田川	五五八・一〇	三原市久井町	七五・四九
広島市(旧湯来町を除く)	五七・一五	尾道市(旧因島市・瀬戸田町・御調町・向島町を除く)	一一・一〇
大竹市	一五二・六九	尾道市(旧因島市)	八・三八
廿日市市(吉和・旧佐伯町・旧大野町・宮島町を除く)	七二・〇二	尾道市瀬戸田町	七・〇二
廿日市市吉和	〇・八四	尾道市御調町	二二・七〇
廿日市市(旧佐伯町)	一四三・二四	尾道市向島町	一・二二
廿日市市(旧大野町)	一三五・〇一	福山市(内海町・新市町・沼隈町を除く)	二二〇・九五
安芸郡府中町	一八・八四	福山市内海町	一五・七六
海田町	一一・〇〇	福山市新市町	一六・八一
熊野町	五三・七〇	福山市沼隈町	四一・一三
		府中市(上下町を除く)	五五・一八

〃	府中市上下町	四二・八〇
〃	東広島市(旧黒瀬町・福富町・豊栄町・河内町・安芸津町を除く)	三一九・三〇
〃	東広島市(旧黒瀬町)	六三・四七
〃	東広島市福富町	二一・八〇
〃	東広島市豊栄町	五〇・七七
〃	東広島市河内町	九八・〇九
〃	東広島市安芸津町	六〇・九〇
〃	江田島市江田島町	四一・四〇
〃	江田島市能美町	四・一二
〃	江田島市沖美町	二九・三八
〃	江田島市大柿町	九・六〇
〃	豊田郡大崎上島町(旧大崎町)	五・四四
〃	〃 大崎上島町(旧木江町)	七・八四
〃	世羅郡世羅町(旧世羅西町・旧甲山町を除く)	七七・三九
〃	〃 世羅町(旧世羅西町)	二四・〇八
〃	〃 世羅町(旧甲山町)	一八二・六九
〃	深安郡神辺町	六一・三五

三 干害防備保安林

森林区名	皆伐による伐採面積の許容限度を定める集団の所在場所	皆伐面積の限度(ヘクタール)
瀬戸内	府中市上下町	三・〇〇
〃	東広島市(旧黒瀬町・福富町・豊栄町・河内町・安芸津町を除く)	七・五〇

四 保健保安林

森林区名	皆伐による伐採面積の許容限度を定める集団の所在場所	皆伐面積の限度(ヘクタール)
高梁川上流森林計画区	皆伐による伐採面積の許容限度を定める集団の所在場所	一・七四
江の川上流森林計画区		三・三一
太田川森林計画区		二七二・二一
瀬戸内森林計画区		一三三・一五